

5月の税務

- 1 特別農業所得者の承認申請
申請期限 … 5月15日
- 2 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1) 通知方法 … 特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
(2) 通知期限 … 6月1日
- 3 自動車税の納付
(1) 賦課期日 … 4月1日
(2) 納期限 … 5月中において都道府県の条例で定める日
- 4 鉦区税の納付
(1) 賦課期日 … 4月1日
(2) 納期限 … 5月中において都道府県の条例で定める日
- 5 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限 … 5月11日
- 6 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限 … 6月1日
- 7 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月1日
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月1日
- 9 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限 … 6月1日
- 10 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月1日
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 6月1日
- 12 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
納期限 … 6月1日

中央税務会計事務所 ニュース

《通信欄》世界は紛争だらけ
兵器産業が熱くなるなり限
り紛争は後を絶たず、

世界の兵器の輸出ランキング
二〇一二年

一位	アメリカ	七八億ドル
二位	ロシア	七億五千万ドル
三位	ドイツ	一億七千万ドル
四位	中国	一億四千万ドル
五位	フランス	一億四千万ドル
六位	イギリス	二億ドル
...	日本	0

二〇一二年の世界の兵器輸入

一位	インド	三億七千万ドル
二位	中国	三億二千万ドル
三位	パキスタン	二億九千万ドル
四位	アラブ首長国	一億六千万ドル
五位	サウジアラビア	一億五千万ドル
六位	アメリカ	一億二千万ドル
七位	日本	三億二千万ドル

永く紛争が終らぬ限り
永く紛争が終らぬ限り
永く紛争が終らぬ限り

平成27年度税制改正にみる 法人税改革・法人税率の引下げ

平成27年度税制改正の関連法が3月31日、国会で可決・成立しました。今年10月に予定されていた消費税率10%への引上げ時期は延期し、平成29年4月とすることが正式に決まりました。ただし、景気の状態により再増税の可否を判断する「景気条項」は削除され、2年後の消費増税は確実となりました。

また、法人課税関連では、これまで諸外国と比べて高かった「法人税率の引下げ」に踏み出した点に注目が集まっています。今回の税制改正は、成長戦略を目指す税制が柱となっています。ですが、早急に経済の好循環につながることを求められています。そこで今号では、今年度税制改正の中から、法人税率引下げの概要についてふれてみました。

■改正の背景と概要

今回の法人税率の引下げは、これまでの34・62%（東京は35・64%）の法人実効税率を以後数年間で20%台まで引下げることを目指すための第一弾として行われるものです。

法人実効税率の20%台までの引下げは、国際競争力を意識した経済界の以前からの強い要望であり、諸外国と比べて高い日本の法人実効税率をEU先進国（イギリス、ドイツ等）並みの水準にすること、また、20%

台半ばのアジア諸国等とのバランスを意識した法人税改革となります。

ただし、今回の法人税改革の特徴は、単なる税率引下げだけを目的としたものではなく、「課税ベースを拡大しつつ税率を引下げることにより、より広く負担を分かち合い、稼ぐ力のある企業等の税負担を軽減すること、法人課税を成長志向型の構造に変えるための法人税改革」であるとされています。

なお、課税ベースの拡大等による代替財源の確保として、「欠損金繰

〔平成27年度税制改正のポイント／法人税改革について〕

- 今般の法人税改革は、法人課税を成長志向型の構造に変えるもの。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減する。
 - 企業の収益力改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていく。
 - 改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。
- 27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引下げることを目指す。
 - ・ 27年度改正において、先行減税分を含めて、27年度▲2.51%、28年度▲3.29%の引下げを決定。〔第1段階〕
 - ・ 28年度改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る。（▲3.29%+α）
さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引下げることを目指して、改革を継続する。〔第2段階〕
- 27年度改正においては、税率引下げと併せて「欠損金繰越控除の見直し」や「外形標準課税の拡大」などの改革を行う。
- 地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、27年度は大法人を中心に改革を行う。賃上げへの配慮措置や中堅企業の負担増の軽減措置、改革を段階的に実施する等の激変緩和措置も講ずる。

[法人税率の引下げ]

	改正前	27年度	28年度
国の法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
大法人向け法人事業税所得割 ※地方法人特別税を含む ※年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率 (標準税率ベース)	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

越控除の見直し」や「外形標準課税の拡大」などが行われますが、中小法人への影響に配慮して、平成27年度では大法人を中心に改革が行われます。

■法人税率の引下げ

法人税の税率（中小法人は800万円超の所得金額にかかる部分）が25.5%から23.9%に引下げられ、平成27年4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。

この法人税率の引下げと法人事業税（地方税）の所得割の税率引下げと合わせて、国・地方を通じた法人実効税率は、改正前の34.62%から平成27年度には32.11%、平成28年度には31.33%となります。

また、平成29年度以後に法人実効税率を20%台まで引下げることを目指し、引き続き法人税改革を継続するとしています。

■課税ベースの拡大等による
財源の確保

法人税率・法人実効税率の引下げに伴う代替財源の確保策として、平成27年度では次のような課税ベースの拡大が大法人を中心に行われます。

- ◇ 欠損金繰越控除限度額の引下げ
- ◇ 受取配当等の益金不算入割合の引下げ
- ◇ 外形標準課税の拡大
- ◇ 租税特別措置（研究開発税制）の見直し

〈法人税改革の枠組み（イメージ図）〉

